

高知県立大学内部質保証の方針

高知県立大学

1. 基本的な考え方

本方針は、高知県立大学（以下、「本学」という。）が大学全体として取り組む内部質保証の基本的な方針を示すものである。

- ・ 本学の理念・使命・方針等の実現に向けて、教育・研究・社会連携・組織運営の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえ、質の向上に向けた改善を推進する。
- ・ 本学においては、大学レベル・部局レベル・各教職員レベルですべての組織・構成員が内部質保証の推進に責任を負うものとする。本学は、主たる評価組織として高知県立大学自己点検・評価運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。さらに、各学部・研究科・センターに、それぞれの組織の自己点検・評価及び内部質保証に関する評価活動を行う委員会等を設置する。全学委員会も、自らの点検及び評価を全学的観点から行い、内部質保証に取り組む。自己点検・評価及び内部質保証についての大学としての議決組織は、学長を長とする教育研究審議会である。
- ・ 自己点検・評価の結果及び第三者評価の結果は公表する。

2. 内部質保証の目的

本学の内部質保証の目的は、本学の各学部・研究科・センター・全学委員会等及び教職員が、本学の理念・使命・方針等の実現に向けて、自ら現状を確認し、さらなる改善に努めることである。

3. 内部質保証の単位と分野

自己点検・評価及び内部質保証の対象は、運営委員会規程第7条から第9条に定める組織等とする。教員は、内部質保証の基盤であり、自らの活動について自己点検・評価を行う。

点検・評価の対象分野は、大学の理念・使命・方針及び各組織の設置目的等を考慮して、教育・研究・社会貢献・組織管理活動を中心とする。教育に関しては、教育課程・学生支援・施設設備・学生受け入れを対象とする。

4 内部質保証に関わる組織

本学の各学部・研究科・センター・全学委員会等は、自主的な改善及び改革を継続していくために、教育・研究・社会連携・組織運営の活動について自己点検・評価を行い、内部質保証の推進に取り組む。

(1) 自己点検・評価運営委員会

運営委員会は、全学的な自己点検・評価活動及び内部質保証に資する活動の計画及び評価を実施する。運営委員会は、各学部・研究科・センター・全学委員会等が実施した自己点検・評価活動をさらに全学的観点から点検・評価するとともに、各組織が実施した自己点検・評価の結果を全学的な内部質保証の観点から評価する。運営委員会は、この評価結果を「自己点検・評価報告書」としてとりまとめ、教育研究審議会に報告する。

(2) 学部及び研究科の自己点検・評価委員会

運営委員会規程第7条及び第8条に定める学部の自己点検・評価委員会及び研究科の自己点検・評価委員会は、それぞれの教育・研究・社会連携活動・組織運営活動について、自己点検・評価及び内部質保証に関する事項にあたり、その結果を運営委員会に報告する。

(3) センター、全学委員会の自己点検・評価の活動

運営委員会規程第9条に定める組織においても、それぞれの教育・研究・社会連携活動・組織運営活動について、自己点検・評価及び内部質保証に関する事項にあたり、その結果を運営委員会に報告する。

(4) 教育研究審議会

教育研究審議会は、運営委員会がとりまとめ提出した報告書を受け、全学的観点から審議し、承認を行う。報告書は、教育研究審議会で承認された後、関連する第三者評価委員会に提出される。

教育研究審議会は、内部質保証の観点から、改善が必要と思われる事項について該当する学部・研究科・センター・全学委員会等の長に改善の実施を求める。当該組織のみで改善を進めていくことが困難な課題は全学的課題として位置付け、学長のもと部局長会議の責任において改善に向けた取り組みを行う。

(5) 学部・研究科・センター・全学委員会等

各学部・研究科・センター・全学委員会等は、内部質保証の改善・推進のための実施組織として、PDCA サイクル活動を、責任を持って遂行する。

5. 自己点検・評価の実施方法と時期

各学部・研究科・センター・全学委員会等は、自己点検・評価及び内部質保証の観点から自らの組織活動を精査し、当該年度の総括と次年度の目標を定めるとともに、実施方法等について協議し、組織内での合意形成と構成員への周知に努める。

(1) 大学機関別評価

原則として7年ごとに取りまとめ、教育研究審議会により承認された「点検・評価報告書」に基づき、大学認証評価機関による評価を受審する。受審の結果、評価を通じて見出された事項について検討を行い、継続して質の改善・向上に努める。

(2) 法人評価

6年ごとの中期目標及び中期計画期間に沿って自己点検・評価を実施し、地方独立行政法人法第78条の2第1項各号に定める事項について自己点検・評価及び内部質保証の状況確認を行うとともに、報告書を作成し、設立団体である高知県が設置する高知県公立大学法人評価委員会の評価を受ける。

(3) アニュアル・レビュー

本学独自の自己点検・評価活動報告会であるアニュアル・レビューを毎年行う。この報告会において、各学部・研究科・センター・全学委員会等はそれぞれの活動について自己点検・評価を行った結果を内部質保証の観点から報告する。

(4) 教員評価

各教員は、毎年、教育・研究・社会連携・組織運営の4領域に関して自ら点検・評価を行い、その結果を教員評価委員会に報告し、評価を受ける。

6. 自己点検・評価結果の公表

自己点検・評価及び外部評価の結果は公表するものとする。公表にあたっては、その性質上開示に適さないものを除き、ウェブサイトなどを活用する。